第３章　震災復興計画の策定

知事は、震災発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針(東京都震災復興基本方針)を策定するとともに、被災後６か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

１　震災復興基本方針の策定

○　本部長は、復興後の都民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後２週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

○　震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

・くらしのいち早い再建と安定
・安全で快適な生活環境づくり
・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
・我が国政治や経済の中枢機能の速やかな回復

２　震災復興計画の策定

○　本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。

○　復興計画の策定手続

・本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
・本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後６か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

【東京都震災復興検討会議】

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される「東京都震災復興検討会議」を設置。この会議は平常時（震災前）においては、震災復興に係る基本方針や個別施策についての検討を行っている。

震災が発生すると、本部長の私的な諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。

３　特定分野計画の策定

生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

（１）生活復興

ア　住宅の復興

○　住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、ま

ちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

イ　くらしの復興

○　都民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

○　また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

（２）都市復興

ア　都市の復興

○　都及び区市町村は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

○　都は、「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」を目指して、広域的な観点からの都市づくりの方針等を示した震災復興グランドデザインを踏まえて、被災状況に応じた「都市復興基本計画（骨子案)」を被災後およそ２か月で公表する。

○　それに基づき、復興都市計画、都市復興基本計画をおよそ６か月で作成し、これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

イ　産業の復興

○　震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進める。

○　産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

○　復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

４　被災者総合相談所の設置

都は、復興対策の本格化に応じて、関係各局との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

（１）開設場所

都庁第二本庁舎１階に開設する。

（２）開設時期

被災後１か月程度を目途とする。

（３）開設決定

震災復興本部において決定する。

（４）相談分野、相談内容

資料第　　「被災者総合相談所の相談分野・相談内容」別冊Ｐ　　のとおり。